



Title	離別母子家族と親族の援助：母親の学歴からみた階層性
Author(s)	岩田, 美香; IWATA, Mika
Citation	教育福祉研究, 7, 57-72
Issue Date	2001-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/28343">https://hdl.handle.net/2115/28343</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	7_P57-72.pdf



## 離別母子家族と親族の援助 — 母親の学歴からみた階層性 —

岩田美香

### はじめに

離婚率が上昇し、家族や生活スタイルが多様化している現代においては、かつて言われたような、母子家族であること、イコール「欠損」家族であるといった見方はいくぶん弱まってきているかもしれない（もちろん、いまだに言い続けられている領域もあるが）。しかし、母子家族全体での平均所得の低さをはじめとして、彼女たちの生活上の困難さは依然として存在し、そこへの、中でも離別や非婚の母子家族への手立ては決して進んでいるとは言えない。こうした母子家族への援助に歯止めをかける考え方に、「母親本人が選んで(好んで)、離婚をしたのだから……」、もっとさかのぼって、「そもそも、そんな(だらしのない・生活力のない・暴力をふるう)夫を選ぶからいけないのだ……」というものがあり、これは一般の世論に加えて、死別した母子家族の母親たちからもあがってくる。

確かに現代において、一人ひとりの生活スタイルの選択はその個人に委ねられており、その責任も、選択した個人に帰されている。しかし本当に、彼女たちの選択は、「自由な」そして「豊富な」選択肢の中から選ばれた結果なのであろうか。また、仮に本人が「好き勝手に選んだ」生活スタイルであったにせよ、なぜ彼女たちは、そんなにも不安定な選択をするのだろうか。そこにはやはり、不安定さの「選択」と不安定さからの「抜け出し」において、「不利が不利を呼ぶ構造」<sup>(1)</sup>といったものが存在するのではないだろうか。

しかし、こうした構造の解明や母親たちのライフスタイル選択における「なぜ」を明らかにするためには、調査対象としては把握しにくい被調査

者へのインテンシブな面接データの蓄積や、それらを縦断的にデザインするといった研究が必要となるであろう。本稿の目的は、前述の問題意識を抱きつつ、その第一歩として、不安定さへの落層の時期と不安定さからの「抜け出し」あるいは「緩和」に関する親族援助に注目し、離別母子家族の社会的階層差について検討することにある。

ところで、母子家族の過程分析としては、生活保護を受給するに至る過程を分析した生活問題研究会による母子世帯調査<sup>(2)</sup>が詳しいが、本稿では、被保護世帯に限らずに地域で暮らす離別母子家族の経過をみていく。そこには、先の被保護世帯調査にも見られたような、貧困母子家族が世代間で継承されているといった家族から、それとは対照的な、親族のネットワークに守られて生活の「安定」を得ている母子家族までが存在しており、親族による援助の量と質が、不安定さの「選択」においても「抜け出し」においても重要であると考えるからである。さらにまた、親族に「守られ」ていれば、それで十分であるのかといった、母子家族問題の社会的性格についても考えて行きたいと思う。

### 1. 調査の概要と分析方法

#### (1) 調査の概要

##### 1) 調査の手続きと時期

本調査は、北海道民生委員・児童委員連盟による「単親(母子・父子)家庭生活実態調査」<sup>(3)</sup>の一環として、主に質的データを収集するための目的として北海道K市において行った面接調査である。被調査者は、母子相談員を通して紹介をもらった48名であり、被調査者の自宅あるいは職場を訪問して調査を実施した。調査員は、大学教

表1 分析対象者のフェイス・シート

ケース№	学歴	本人の年齢	子の年齢	他の同居者
4	中学卒業	43	♀19 (別居、前夫とK市内に在住)、♀16 (高2)	なし
10	中学卒業	29	♂1 (認可保育園)	なし
35	中学卒業	47	♀24 (消費者金融勤務)、♀17 (高2)	なし
40	中学卒業	26	♀5 (認可保育園)、♂3 (認可保育園)	なし
13	高校中退	19	♀1 (認可保育所)	母40歳(母子家族でNo.12)、弟7歳(異父きょうだい)
20	高校中退	35	♂7 (小1)	なし
39	高校中退	39	♂13 (中1)	母 (68歳) 倒れて意識不明のまま入院中
44	高校中退	43	♀13 (中1)	なし
1	高卒	34	♀13 (中1)、♀10 (小5)	母親59歳 (居酒屋経営)
2	高卒	30	♂7 (小1)	なし
3	高卒	47	♂23 (運送店勤務)、♂19 (運送店勤務・定時制高校4年)、♀17 (高2)、♂11 (小5)	なし
6	高卒	32	♀10 (小4)、♂8 (小2)	なし
7	高卒	41	♂18 (高3)、♀15 (高1)、♀11 (小5)	なし
8	高卒	37	♂16 (高1)、♀13 (中1)、♀5 (認可保育園)、♀1 (認可保育園)	なし
11	高卒	32	♂5 (認可保育園)、♀4 (認可保育園)	なし
12	高卒	40	♀19 (パート勤務、母子世帯)、♂7 (小1、長女とは異父きょうだい)	長女の子とも♀1歳 (認可保育所)
15	高卒	31	♂10 (小5)	父母
16	高卒	26	♀6 (認可保育園)	なし
18	高卒	27	♂7 (小1)、♀3 (認可保育所)	なし
21	高卒	32	♂5 (認可保育所)、♂4 (認可保育所)	なし
22	高卒	34	♀11 (小6)、♀10 (小4)、♂4 (認可保育所)	なし
25	高卒	26	♂6 (小1)、♂3 (認可保育園)	なし
26	高卒	25	♂3 (認可保育園)、♂1 (認可保育園)	なし
28	高卒	24	♀3 (認可保育所)、♀2 (認可保育所)	なし
34	高卒	38	♂9 (小4)、♀7 (小2)	なし
36	高卒	43	♂17 (高3)、♀15 (高専1年)、♂12 (小6)	なし
38	高卒	27	♂4 (認可保育所)、♂2 (認可保育所)	父57歳 (勤務)、母54歳 (勤務)
41	高卒	40	♀12 (中1)	なし
45	高卒	42	♀17 (高3)、13 (中2)	なし
5	短大中退	29	♀5 (認可保育園)、♂4 (認可保育園)	なし
9	短大卒	36	♀7 (小1)、♂3 (認可保育園)	なし
14	専門学校卒	48	♀10 (小4)	母70歳
24	短大卒	24	♂2 (認可保育所)	父57歳(勤務)、母51歳(腰をいため、現在は専業主婦)
27	短大卒	40	♂5 (認可保育所)	なし
31	短大卒	48	♀12 (中1)	なし
33	専門学校卒	35	♂5 (認可保育所)、♂3 (認可保育所)	なし
43	専門学校卒	34	♂8 (小2)	なし
46	専門学校卒	28	♂6 (認可保育園)、♀2 (認可保育園)	なし
47	専門学校卒	41	♀16 (高1)、♀13 (中1)、♀12 (小6)	なし

ケース№	現在の職業	収入(収入項目)	推定月収	家族員の病気
4	病院看護助手(常勤)	稼働収入(月に15~16万円)、児童扶養手当	20万円くらい	本人がアレルギーと腎結石
10	K市で蕎麦屋で働いた後、現在は訓練生	訓練手当、児童手当、児童扶養手当	15万円くらい	子どもが肝炎
35	清掃会社勤務(正社員)	給与(月11万円)、児童扶養手当、上の子から補助(月に8万)	23万円くらい	なし(以前に娘が腎結石で入院)
40	生活保護(担当者よかった)→生命保険のセールス(自分から申し出て生活保護辞める)	給与、児童扶養手当	金額は言いたくない	本人が特定疾患、通院。
13	サービスストア店(パート)、同居の母は生活保護受給	本人の収入、児童手当、児童扶養手当、母親の生活保護費	14万円くらい	弟と子はよく風邪を引き、子は熱を出す。
20	求職中	児童扶養手当、親援助	7~8万円	なし
39	食堂(正社員)	本人の収入、養育費(月に2万円)、児童扶養手当	金額は言いたくない	母が入院中意識なし。完全看護だが、毎日洗濯物を取りに行く。
44	電気屋の社長宅の手伝い(パート)と生活保護受給	本人の収入(月に6万円ちょっと)、児童扶養手当、生活保護費	金額は言いたくない	本人は腰と心臓が悪い。娘も検査で肝臓が悪いとわかり、風邪に気をつけている。
1	訓練生(前は支庁の臨時職員)	児童扶養手当、雇用保険、訓練手当、養育費	20万円くらい	なし
2	デイサービスセンター介護員(正職員)	稼働収入(11万円)、児童扶養手当(4万円)、義叔父などの援助(2万円+α)	17万円+α	なし
3	キャディー(季節雇用)	本人の給与(18万円)、長男から(2万円)、次男から(1万円)、児童扶養手当	25万円くらい	同居はしてないが父が肝臓ガンで入院先の看護に行く
6	離婚後、パートを多数した後、現在は本屋のパート	パート収入(月8万円)、児童扶養手当	12万円くらい?	本人が3ヶ月に1度病院へ検査へ(病名は不明)
7	市役所売店にて販売と経理(市役所の嘱託職員、常勤)	本人の収入(月14万円)、児童扶養手当、長男の奨学金(育英会+学研で26,000円)	18万円くらい	なし
8	訓練生	訓練手当、児童手当、児童扶養手当	17万円くらい	なし
11	携帯電話の製作(パートで時給640円)	パート収入、児童扶養手当、養育費(6万円)	17万円くらい	なし
12	生活保護、娘の収入(娘も母子世帯で同居No.13)	生活保護費、娘の収入、児童手当、児童扶養手当	14万円くらい	長男と孫が風邪をよくひく
15	訓練生(前は、水泳インストラクター)	訓練手当(11万円)、児童扶養手当(3万円)	14万円くらい	子ども(てんかん)
16	昼生命保険(正社員)、夜週3日スナック(バイト)	給与(9万円)、バイト(6万円)、児童扶養手当(4万円)	19万円くらい	なし
18	訓練生(前はパートで店員)	訓練手当(11万円)、児童扶養手当、前夫からたまに送付	15万円くらい	なし
21	食堂(常勤)	稼働収入(10万円)、児童扶養手当	14万円くらい	なし
22	スーパーのレジ(パートで時給605円)、赤字のときは友人の店でアルバイト	稼働収入、児童扶養手当	14万円くらい	次女(定期的に皮膚科へ)、長男(生まれつき、視神経に異常があり眼科へ)
25	クリーニング(パート)	稼働収入、児童扶養手当	15万円くらい	本人と長男(喘息)
26	生命保険営業(試用期間)	稼働収入(来月から)、児童扶養手当、養育費(6万円)	10万円+αくらい	なし
28	訓練生	訓練手当(11万円)、児童扶養手当	15万円くらい	なし
34	清掃会社の事務(正職員)	稼働収入(月に13万円)、児童扶養手当、養育費(金額は言いたくない)	16万円+養育費	なし
36	郵便局食堂(常勤)	稼働収入(12万円)、児童扶養手当	16万円くらい	なし
38	離婚後、病院内の保育所で働く(資格なし、補助)→事務(常勤)	稼働収入、養育費、児童手当、児童扶養手当	金額は言いたくない	離婚時に子どもはよく風邪を引いたが、今は元気。
41	スナック	稼働収入(25~27万円くらい)、児童扶養手当	30万円くらい	本人(腫瘍で手術)
45	病院看護助手(正職員)	稼働収入(15万円)、児童扶養手当、奨学金	20万円くらい	本人(十二指腸潰瘍)
5	訓練生(その前は保険の外交)	訓練手当(11万円)、児童扶養手当	15万円くらい	なし
9	下着販売	稼働収入(6万円くらい)、養育費(4万円)、児童扶養手当、前夫からの通院・治療費	15万円くらい	本人が、夫の暴力で頭にけがをしてから調子がよくない。
14	生活保護	生活保護(10万6千円)、児童扶養手当(4万円)、老齢年金(3万円)	18万円くらい	本人は直腸がんで手術の後人工肛門装着(身障4級)、子は花粉症・虚弱、母は脊椎変形、ひざ関節痛で週に一度通院
24	訓練生(その前はパート)	前夫からの養育費(2万円)、児童扶養手当(3万円)、訓練手当	16万円くらい	なし
27	生命保険外交(常勤)	稼働収入(15~16万円)、児童扶養手当	20万円くらい	なし
31	夜間保育所(常勤)、昼間保育所(パート)	稼働収入(11万+12万)、児童扶養手当	27万円くらい	なし
33	工場のパート	稼働収入(8万円くらい)、児童扶養手当、養育費(2万円)	14万円くらい	本人は喘息で入院歴あり、長男・次男は肺炎で入院歴あり、他に長男はアレルギーと喘息
43	保母(常勤)	稼働収入、児童扶養手当	金額は言いたくない	なし
46	百貨店で洋服直し(パートだが保険あり)	稼働収入(6~7万円)、児童扶養手当、単発の内職、児童手当	11万円くらい	なし
47	老人福祉施設(常勤)	稼働収入(13万程度)、児童扶養手当、養育費(9万円だが最初の1年間だけしか支払われてない)	17万円くらい	なし

員・大学院生・学部卒業生の5名で分担して実施し、所要時間は、各ケースとも概ね2時間前後である。

被調査者の人数は、当初は52名を予定していたが、当日の不在(家族員による調査拒否)、直前の仕事、家族員の病気などにより、結果48名となった。また、被調査者の選定が母子相談員に依ったため、調査協力は一応したもの、消極的に応じてくれた母親が存在することも否めない。さらに、調査場面に子どもをはじめとした他の家族員が同席している場合もあり、データとしては十分に聞くことができなかつた箇所があることを断っておく。なお、調査時期は、1995年9月である。

## 2) 調査対象

調査を実施した48名についての概要を述べる。

母子になった理由は、離別による母親が大半を占めているが、死別による母子が3名、非婚(未婚)による母子が1名いる。母親の年齢は、19~48歳にわたっており、40歳以上と29歳以下とで、大きく二つの山がある。同居している子どもの数は、2人(43.8%)が多く、1人(39.6%)がこれに次いでいる。また親族との距離では、親族と同居もしておらず近所にもいないという母子は、わずか9人であり、父母(またはその一方)や親族と同居している母子が12人、近くに親族が住居している母子が29人(複数回答:2人は親と同居しつつ親族も近くに住居している)となっており、大部分の被調査者が親族のネットワークに囲まれていることを示している。

母親の職業の雇用形態は、正社員は17人(35.4%)であり、臨時・パートが11人(22.9%)、自営・内職が3人(6.6%)、その他(職業訓練生を含む)が12人(25.0%)、無職4人(8.3%)無回答1人(2.1%)となっている。母親の収入については、調査依頼経路が公的機関であることから、金額で回答することを躊躇する場合が多かった。そこで、収入項目でたずねていったが、それでも特に、元夫からの養育費に関しては、回答してくれた人の中にも公言したくないという意向が

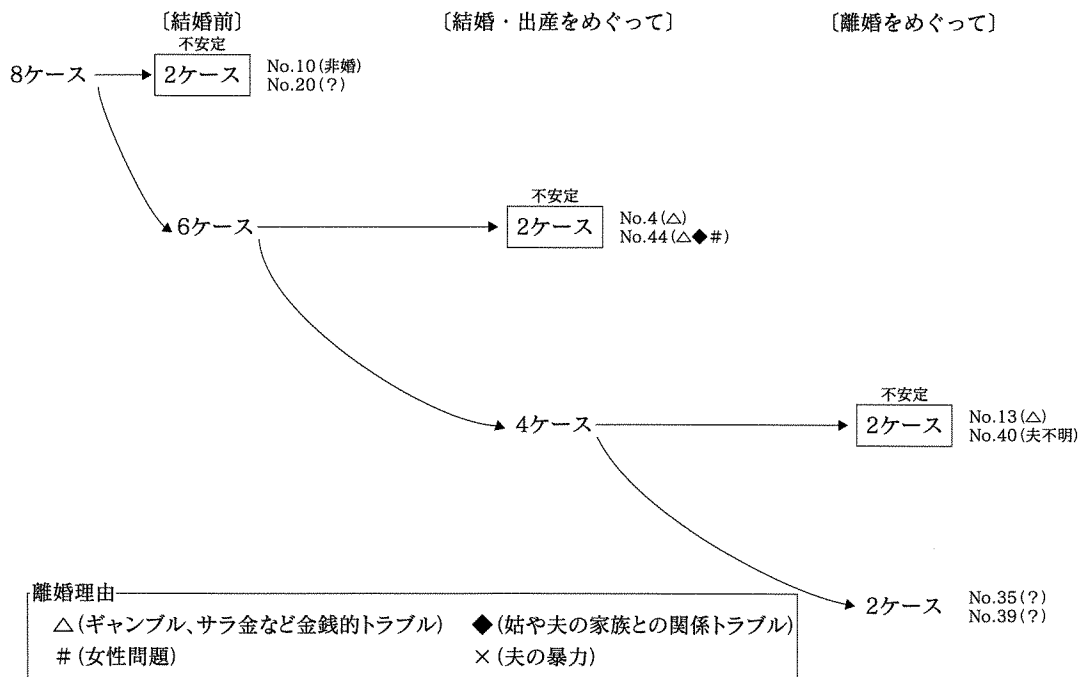
あり、実態との乖離があると思われる。

## (2) 分析対象の選定と分析の方法

被調査者48名のうち、死別による母子家族3名と、離別母子の中でも母親の学歴が不明である6ケースを除いた39ケースについて、以下の方法で分析を行う。なお、分析対象である39世帯のフェイスシートは、表1に示した通りである(表1は、後に分類する母親の最終学歴グループ別の並びである中学卒業~専門学校・短大進学となっている)。死別による母子とともに、学歴不明の母子を除いた理由は、本稿での社会階層差を母親の最終学歴でみることにしたためである。一般に、社会的階層差の分析に関しては、その変数として、世帯年収や職業階層、学歴などが採用されるが、前述の調査対象の箇所にあるように、本調査では所得に関しては推定によるデータしか得られなかったこと、また、母親自身の「子育て」を考慮すれば、母親の親世帯の階層差が子どもへの教育力の差として母親の最終学歴に反映するであろうと予測するからである。さらに、母親の最終学歴にみられる低学力が、その後の就職機会をはじめとした社会生活での不利さと、どのように関連しているのかを検討していくことは、母子家族の自立を考えるうえでも重要であり、以下、母親の最終学歴の違いでの分析を進めていく。

母親の分類については、「中学卒業・高校中退(8ケース)」、「高校卒業(21ケース)」、「専門学校・短大進学(10ケース)」という母親の最終学歴の違いでグループ分けしたものをさらに「結婚前の時期」、「結婚・出産をめぐっての時期」、「離婚をめぐっての時期」という3つの時期について、生活が不安定になったケースを抽出してつないでいくという作業を経て、どの時点で生活が不安定になっていたのかについての分類を行った(図1~図3<sup>(4))</sup>。それぞれの時期の具体的な検討項目としては、「結婚前の時期」については、母親の初職あるいは結婚前の職業の安定度について、「結婚をめぐっての時期」については、結婚・出産時の生活の状況や結婚に対しての親族からの反対の有

図1 中卒・高校中退グループのプロセス



無<sup>6)</sup>、結婚直後の生活の安定度について検討した。また、「離婚をめぐっての時期」については、離婚の理由について検討し抽出した。なお、途中、データが不明のため、母子家族の形成過程の生活を読み取ることができないケースもあるが、「不安定さ」が読み取れるものを拾い上げていくという形で分類した。

## 2. 母子家族形成過程をめぐる階層差

### (1) 母子家族形成過程の特徴

#### ① 中学卒業・高校中退ケースの特徴

前節の方法により分類したケースを概観していく。図1および表2から、中学卒業・高校中退の母親たち8ケースについて見てみると、結婚前の段階において母親の生活が不安定であったものは、No.10とNo.20の2ケースであった。両者ともに、中学を卒業後、一度は法務局や洋裁の仕事をするが、後にスナック等のサービス業を転々とする事となる。こうした職業それ自体に、何かしらの問題があるわけではないが、これらの職業の特徴として、職につくことが容易である代わり

に、雇用条件の不安定さからくる日常生活の不安定さをもたらしやすい。ましてや、中学卒業して数年たったばかりの、同じ年の子どもたちが高校に通っている年代の女性たちにとっては、ある意味で過酷な労働市場であると思われる。この2ケースの離婚理由については、1ケースは不明であり、残り1ケースについては非婚(未婚)を選択している。

結婚前の生活が安定している、あるいは不安定であるとは言い切れない残りの6ケースは、結婚・出産の時期に、どのような選択をしているであろうか。6ケース中2ケースが、この時期の生活に不安定さを示しており、No.4ケースは、重機運転手の夫が結婚直後に退職をし、その後職を転々としている。またNo.44ケースは、結婚時には、本人の両親がこの結婚に反対していたこともあり、自分の親族からも夫の親族からも援助を得られずに結婚・出産している。結婚直後は、唯一の頼りとなるべく夫も、息子を恋人扱いする姑の言われるままであり、姑の息子夫婦の生活への関与の異常さに加えて、本人の実家までも巻き込ん

図2 高卒グループのプロセス

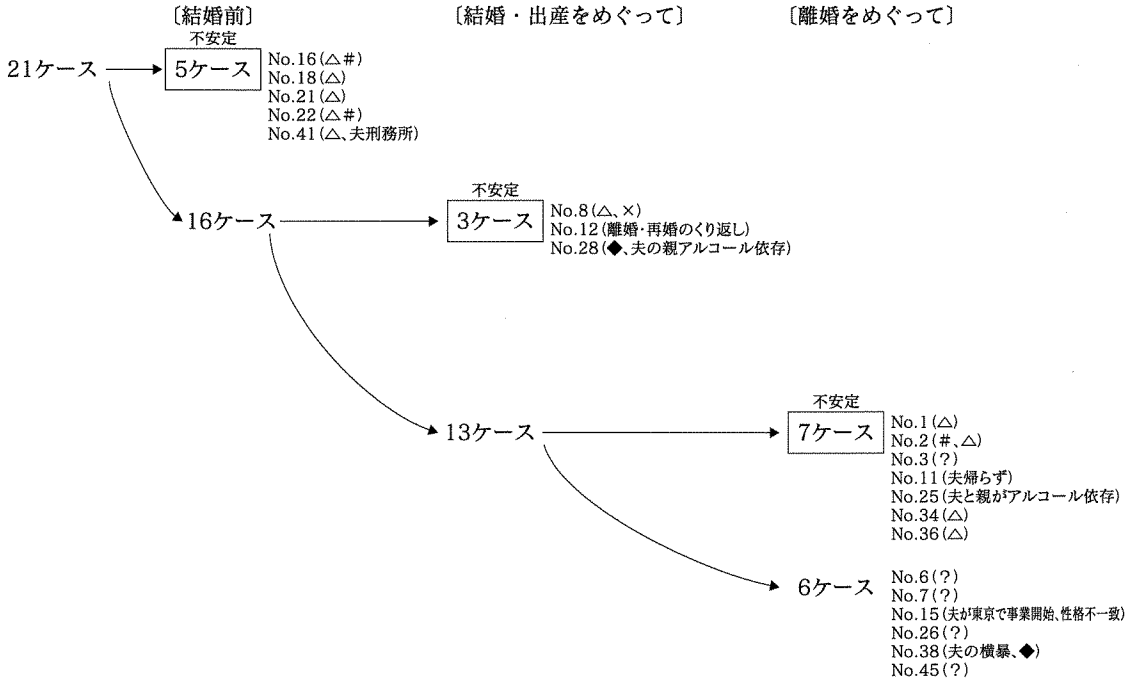
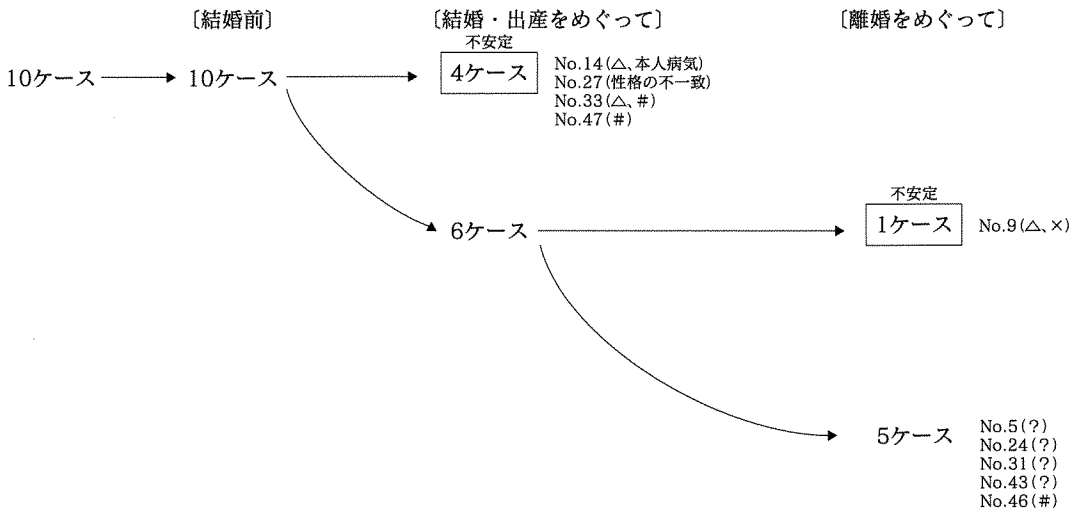


図3 専門学校・短大進学グループ (短大中退1ケースを含む)



だ金銭トラブルに悩まされている。これらの2ケースの離婚理由は、No.4が夫の仕事の不安定さからくる金銭トラブルであり、No.44は結婚直後からの姑と夫の異常な生活に加えて、夫が給与

を入れず、女性問題も重なっている。

さて、結婚までは、安定している残りの4ケースについて、離婚理由から、その生活を察していくと、2ケースが離婚以前から生活が不安定で

あったことが読み取れる。すなわち、No.13は「前夫が借金をして、母親本人から離婚を決意」しており、No.40については、その詳細は明らかではないが、「夫の所在不明」が離婚理由であると話している。

No.35とNo.39ケースについては、これらのプロセスの時点において、生活の不安定さは見られなかったのか、データとして示されていないだけであるのかは、不明である。

## ②高校卒業ケースの特徴

同様に、高校を卒業した21ケースについても、図2と表2から見ていく。21ケース中、結婚前の時点で生活の不安定さを示しているのが5ケースあり、No.16ケースは、「高校時代から、とにかく家を出たかった。」と言っており、卒業と同時に東京へ行き、東京で知り合った土木作業員の夫とS町へ駆け落ちしている。No.18とNo.21ケースはパート就労、No.22とNo.41ケースはサービス業（ホテル・喫茶店、友人のスナック）に就いている。これら5ケースの離婚理由を見れば、5ケースともに金銭的トラブルが挙げられ、それに女性問題（No.16とNo.22）や夫の犯罪（No.41）が重なっている。

「結婚・出産時」で不安定さが表出したケースは3ケースあり、No.8ケースは結婚してすぐに夫の生活力のなさや夫の暴力から、本人は内職とパートを始めることとなる。No.12ケースは詳細は語ってもらえなかったが、離婚・再婚を繰り返しており、この本人の娘も母子家族（No.13ケース）であるという2世代にわたっての被保護母子家族であり、さらに同居している家族構成としては、本人、長女19歳、長男7歳（長女とは異父きょうだい）、孫1歳（長女の娘）と複雑である。No.28は、結婚に際して、夫の父親がアルコール依存症であることで本人の親からも反対されており、結婚後も転勤の後に、その父親と同居し、精神病院への入院などで生活が破綻している。

残りの13ケースについて「離婚時」をみていくと、7ケースが不安定に分類される。すなわち離

婚理由において、No.1・2・34・36ケースが夫の借金や女性問題から生じる金銭的トラブルを抱えており、他にも、夫とその父との二人がアルコール依存であったり（No.25）、夫が突然に家に帰って来なくなったり（No.11）と生活の破綻がみられる。

## ③専門学校・短大進学ケースの特徴

最後に、専門学校や短大へ進学した10ケースについて検討する（ただし、このうちの1ケースについては短大中退である）。図3および表2にあるように、このグループには、結婚前において、すでに生活が不安定になっていることが明らかとなっているケースは、ひとつもなかった。「結婚・出産の時期」には、4ケースが不安定な生活を示していた。すなわち、No.14ケースは、露天商の夫と結婚するが夫はいつも不在がちとなり、No.27ケースは、6歳年下の夫と結婚する際に「結婚のときからいろいろあり」親からも反対された結婚を選択することとなる。また、No.33は、見合い結婚で結婚したものの、結婚してみると夫は車などの自分の嗜好品についての多額のローンがあり、すぐにパート勤めをする。No.47ケースは、専門学校時代に知り合った酒屋の営業をしている夫と24歳で結婚するが、親には反対され、結婚後も夫の女性問題で悩まされ、離婚・復縁・離婚を繰り返す。この間もずっと女性問題に悩まされていた。これらのケースの離婚理由は、No.27ケースの性格の不一致を除けば、結婚当初からの生活の破綻がそのまま離婚理由となっており、No.14と47ケースが金銭的トラブル、No.33と47ケースが女性問題である。

結婚当初はうまくいっていた6ケースについて「離婚時」をみていくと、No.9ケースが、結婚生活で若くして家を建てたこともあり、家のローンをはじめとした金銭的なトラブルから夫の暴力がエスカレートし離婚に至っている。ここでも、離婚以前の生活の破綻が見られる。

残りの5ケース中、No.46ケースは夫の浮気で離婚、他4ケースは不明である。

表2 結婚・離別の過程

ケースNo	結婚前の職業・居住地	結婚・出産時の生活
4	中卒後、神奈川県自動車部品工場に入社→病気のため退社、実家のS町で休養→N市の営林署の事務職	前夫は幼なじみ、仕事は重機運転手
10	中卒後はK市の親元で洋裁の仕事をする。(父親は中卒時に死亡)→愛知県で仕事を始めて独立する→再びK市で一人暮らしをしてスナックで働く	妊娠の時期には、昼夜コンパニオンで働いた。切迫流産になり仕事をやめ入院、祖母の援助を受ける。未婚で母になることは、自分で決めた。
35	中卒後店員など→K市でバスの車掌	結婚退職
40	中卒後美容師	退職
13	高校1年で中退した後は、美容師見習い(K市)	子どもができて、流産しかけたので仕事はやめる。子どもができたとわかって入籍した。
20	高校中退後、法務局事務補助(K市)→福井県へ家出、水商売を転々とする	?
39	18歳で高校中退後、実家にてアルバイト(K市)→20歳のときに仕事2年位するが、体悪く仕事ができなくなり、和裁を習う(習いながら少々の収入あり)。	25歳で結婚。27歳で長男を出産。住まいは官舎。
44	高校を中退した後、親元(愛知県在住)で洋裁学校やアルバイト等していたが、19歳のときに姉を頼ってK市へ(K市の隣町には親の転勤で中学校のときにいた)。K市でホテルの宴会系のアルバイトの後、歯科医(その奥さんは調停員)の所で、10年間働く。	前夫は、昼は建設関係、夜はスナック。自分の仕事は子どもが生まれる前に辞めた(29歳ころ)。自分の両親は結婚に反対で、出産費用も母親自身の預金を崩して出した。姑からの援助もなく、姑が子どもを見に産婦人科に来たのは1度だけ。
1	生命保険勤務(K市)	盛大な結婚式、前夫は自動車修理工場(1年半で倒産)→生命保険外交→自動車セールスマン→建設会社
2	事務(K市)	前夫は金融関係勤務(東京)、盛大な結婚式
3	高卒後、結婚まで実家の食堂の手伝い(道内の温泉地)	?
6	高校卒業後、デパート勤務(K市)	? 結婚退職
7	卸センターの事務(K市)	?
8	就職	夫は生活能力のない人、暴力をふるう人
11	K市の高校を卒業後、M町(K市の隣)で事務職として働き、その後、再びK市にもどり、一人暮らしを始める。	26歳で恋愛結婚
12	高校卒業後は、実家のT町(K市の隣)で就職	?
15	高校卒業後は、働かず和裁や花道などの花嫁修業をする	21歳で結婚、前夫は建築会社作業員
16	東京在住(家を出なかった)	夫は土木作業員、K市から車で2時間くらいの町へ駆け落ち、親は反対
18	パート(東京)	K市→千葉県
21	パート・アルバイト(K市)	前夫タクシー運転手
22	ホテル・喫茶店など(実家のあるK市の隣町で)	前夫は調理師、K市へ
25	高校卒業後、パソコンソフトメーカー勤務(道内、K市から車で2時間)	K市の隣町に在住
26	就職	夫の父母と同居
28	銀行員(K市)	夫会社員、親は夫の親のことで結婚に反対
34	道内A市の高校を卒業後、就労(A市)	結婚してK市へ転入
36	間屋事務(K市)	夫が事業を始める
38	高校卒業後、職がなく半年バイト、その後、電機の部品の会社の事務に就職。3年間ぐらい働く。(K市)	22歳で結婚。団地(K市)にて専業主婦、前夫に押さえつけられていて外にも出られない。夫の親にも振り回された。
41	高校時代から友人のスナックを手伝う	前夫は刑務所の中、婿養子として入籍、親は反対
45	就職(東京)	前夫は一緒に職場の人(車のディーラー)、夫の父が具合悪くA市へ→転勤でK市へ
5	短大中退後、アルバイトをした後、道内B市の私立病院で臨時の検査助手をする。その後、病気で退職・入院。B市の職業訓練校に行った後、印刷会社勤務。	前夫は自営業。本人は退職。
9	20歳で札幌の学校を卒業後、実家のあるE市にUターン就職して(事務の仕事)6年間ほど勤務。この間、資格をとりタイプやワープロが上達する。26歳のときに自動車の免許を取りたくて、退社し、その後コンピューター会社に就職。	?
14	高卒後、洋裁学校2年間、東京のデザイン学校に1年間。K市に帰ってからは、デパートの洋服部門で働く。	前夫露天商、不在がち
24	20歳で卒業後、就職したが、すぐ結婚。	20歳で結婚。
27	K市の高校卒業後、短大は札幌で一人暮らし。市の臨時職員の後、民間金融に7年間ほど勤務。	34歳で結婚。親には反対された結婚(結婚のときから色々あった)、夫6歳下、野菜屋店長
31	高校卒業後、高校の事務補助を5年間ほどしながら、短大の保育専科で保育資格を取得(定時制)。その後、K市の保育園保育。	?
33	K市の専門学校卒業後、薬局(チェーン店)で常勤で働く。石狩管内で働くこともあったが、主にK市内。	見合い結婚、前夫サラリーマンだが車のローンなどあり
43	K市の高校卒業後、道内B市で保育資格を取る。	23歳で道内B市で結婚。親の反対はなし。
46	K市の高校卒業後、札幌の服飾専門学校へ。20歳のときに札幌で就職、21歳で東京勤務となる。	東京で夫と知り合い、21歳で結婚。
47	専門学校終了後、K市にて就職	夫とは専門学校に通っていたときに知り合う。24歳で結婚したが親には反対された。前夫は酒屋の営業をした。

ケースNo	結婚後の生活	離婚の理由
4	K市へ転居（夫は退職して、その後、職を転々とする）	前夫の仕事が長続きせず、生活が不安定。別居へ。夫は月に3～4万円程度しか入れないので、自分が、子どもを保育園に預けて、トラック宅配便（昼）とスナック勤務（夜）→仕事をスナックだけにする→正式離婚
10	親や親戚は未婚であることを反対したが、母親だけは納得していないものの、仕方ないと思ってサポートしてくれる。	未婚の理由は、お互いに立場があったし（不倫？）結婚するのを待っていたら何年先になるかわからないから……
35	出産後、パート始める（母親に育児を頼んだり、児童館を利用）	? 上の子は父親と住んでいる
40	?	? 前夫所在不明
13	前夫は車のディーラー、T町（K市隣町）に住む	前夫が借金をして、母親本人から離婚を決意した。
20	前夫の勤務地である名古屋へ	?
39	?	29歳で離婚をして実家に帰る。
44	前夫の親と2DKのアパートに同居。姑が夫の給料の管理し、飲み代などのお金を私や私の両親や姉に請求してくる。姑は前夫を恋人扱いして、夫も言いなり。寝室も姑が入ってきて、夫の布団に入る。寝室の掃除だけは、姑がして、私が買ってきた夫の下着を捨てて、姑が買ってきた下着を着せる。	姑と夫の異常な生活に加えて、前夫が給料を入れなくなり、スナックの仕事も、母親一人ですることとなる。夫の浮気もあった。調停員をしている歯科医の奥さん（結婚前に勤めていたところの奥さん）の勧めもあり、離婚しようと友達の家へ逃げる。その頃、前夫が保育所から子どもを連れ出そうとして、警察沙汰となった。その後、調停には長くかかったが、先の調停員の助けもあり離婚成立。
1	専業主婦	夫の借金、マージャン
2	専業主婦（預金が趣味：離婚時に助かった）	女性問題、夫は職を失う。夫はプライド高く今も職がない。
3	?	? 離婚時には、長男14歳を頭に、10歳、8歳、2歳の4人がいて生活が大変で、どうしたらよいかかわらず、自殺を考えたこともある。
6	専業主婦	?
7	専業主婦→パート（子は保育園）	?
8	内職、パート	夫の暴力、生活力なし
11	居住はM市	夫が帰ってこなくなった（思いもよらなかった）
12	専業主婦→離婚→再婚→離婚	?
15	K市にて専業主婦。1年足らずで子どもができる。子どもが2歳の頃から3年間で、水泳インストラクターの資格をとる。	夫が東京で事業起こす、別居1年半、性格の不一致
16	?	夫借金、パチンコ、賭け事、女性問題
18	就労（子どもは保育園）	夫ギャンブルで借金、母の収入も使う
21	K市で専業主婦	夫が給料をギャンブルへ
22	専業主婦	夫の失業、女性問題、別居の後離婚
25	?	前夫とその父がアルコール依存（母が養女で育ったことを責める）
26	専業主婦→パート	?
28	専業主婦→生命保険事務（K市の隣町で）→夫の父と同居（四日市）	夫の父がアルコール依存、精神病院入院など
34	パート就労	35歳の時に離婚、前夫の借金
36	事業手伝い	事業失敗、借金
38	専業主婦（夫には家において遊んでいると思われていた）	? 前夫の横暴さと夫の親。26歳のときに別居の後、離婚。
41	夫はトラック運転手をし、母も一緒に乗っていたが、夫再び刑務所へ	姉の所で別居中に、夫は三度刑務所へ。考え方ズレていて離婚
45	専業主婦	?
5	夫の家業の手伝い、居住はB市	?、姉夫婦の所へ別居の後離婚
9	K市にて専業主婦（夫が女は家でパートもだめという考え）	夫の暴力（若くして家を建てて経済的にも大変、暴力がエスカレート）、実家に半年隠れる
14	子出生後、本人がガンで入院。母が育児と看護をする。	直腸とともに子宮・卵巣も摘出し、自分は寝たきり状態で、夫婦生活もうまくいかず
24	専業主婦（夫の両親と同居）	?
27	専業主婦（ストレスだった）	性格の不一致
31	K市にて専業主婦	?
33	専業主婦・すぐパート（夫のローンのため）	夫の実家の分も含めた金銭トラブル（借金）、女性問題
43	居住は道内B市	?
46	東京→福岡（夫の親と同居）	夫の浮気
47	25歳で第1子を生んだ後、26歳で一度離婚したが、復縁する。その後第2・3子を出産したが、その間女性問題のトラブルあり。	女性問題（26歳で一度復縁するが、39歳のときに再離婚）

## (2) 不安定さへの落層と配偶者選択

離別母子家族の貧困問題については、家族の解体・崩壊がもたらす低所得・貧困という視角とともに、低所得・貧困に起因する家族の解体・崩壊への視角という2つの視点からの検討<sup>6)</sup>、すなわち「母子になるから貧困になる」という捉え方の他に、「貧困であるから母子になる」といった捉え方の検討が必要であり、本稿における上述のデータからも、現在の母子家族の生活の困難さは、「離婚したから」というだけでは説明できないことが示された。すなわち、先の「中卒」～「専門学校・短大進学」までのケースをみても、母親の最終学歴にかかわらず、多くのケースが、離婚以前の段階で、すでに生活は破綻しているのである。「離婚の時期」の話を書く時点で生活の不安定となったケースでさえ、その離婚理由の内容を考慮すれば、それ以前の結婚生活自体が不安定なものであったことが伺える。

こうしてみると、母親たちの学歴階層の違いにおける結婚生活破綻の時期については、大きな違いは見られない。しかし、それ以前の、結婚生活に入る前の職業における安定性をはじめとした独身時代の生活の安定さについては、階層差があり、それが配偶者選択にも影響しているように思われる。すなわち、中卒・高校中退グループおよび高校卒業ケースにおいては、初職の段階やその後の転職の段階での生活の不安定さが見られるのに対して、専門学校・短大進学グループでは存在しなかった。むしろ、今回のデータにおける分類については、こちらが抽出する以前に、実際の生活の不安定さがあつた可能性は残されており、「遅くとも、この時期には生活が不安定になっていた。」という形で読み取らざるを得ないという限界から、専門学校・短大進学グループについても、単に、それ以前の生活の不安定さや破綻が露にならなただけかもしれない。しかし、一般の労働市場における低学歴の就職チャンスの低さを考慮しても、今回の結果は、母子家族における学歴階層差の現実を反映していると言えるのではないだろうか。

最初の課題設定で述べた通り、今回の調査では、母親たちの不安定な選択の「なぜ」に答えるだけのデータを準備してはいない。本稿で検討できることは、母親たちの選択の理由はわからないながらも、その選択の（不安定さへの落層の）時期に関してであり、少なくともそこから、低学歴のグループにある母親たちは、少ない選択肢の中から配偶者選択をした・選択せざるを得なかったのではないかと推測される。それは、中卒・高校中退グループと高校卒業グループにおける「結婚前」の生活が不安定であった女性について、その結婚相手となる男性の職業もまた、重機運転や建設・土木作業員、あるいはスナック、刑務所受刑中など、労働条件の厳しい職業階層にある場合が多いからである。

女性にとって結婚が社会階層を移動するチャンスであることは、よく言われることであり、自分や自分の父親と比較して、学歴・職業・身長などが相対的に高い男性配偶者に選択することが一般的<sup>7)</sup>に見られる中、独身時代の生活が不安定な彼女たちが、「結婚」によって今よりも安定した生活を求めようとする上昇婚を望むのは、当然のことと思われる。それにもかかわらず、彼女たちが不安定であると思われる配偶者選択を行うのは、出会いのチャンスの可能性<sup>8)</sup>を含めた実現可能性の問題であるか、あるいは、そうした選択の方が「まだまし」あるいは、「希望がもてる」という独身時代を送っていたためであると思われる。

## 3. 親族による援助の階層差

### (1) 不安定さの「緩和」としての親族援助

ここでは、母子の不安定な生活を緩和・解消すべく成された親族の援助についてみて行きたい。

表3は、離婚後の母子家族が、K市で居住を構えるに際しての選択の理由と、親や親族からの援助の内容を記したものである。今回の調査では、先の調査対象の特徴において親族のネットワークに囲まれている母子家族が多いことを確認したように、離婚後の居住地の選択も、もともとK市に在住している9ケースと不明1ケース(No.3)、

夫から逃げてきた1ケース(No.25)を除くと、K市やその近郊に住んでいる親やきょうだいなどを頼って、K市に居住している。さらに、もとのK市在住者にしても、その親や親族がK市内あるいは、その近郊に居住している場合が多い。このことは、被調査者の声に聞かれる「K市は母子家族が住みやすい。」「K市は離婚しても働ける。」「離婚・飲食店・パチンコ店・主婦のサラ金利用率が高く、周囲の目も無頓着」「偏見少ない」といった地域特性との関連が少なからず影響しているであろう。大都市における母子が、そこで就職の多様さも手伝って、周囲からの干渉を受けずに母と子だけの純母子家族として生活している一方で、この地域のように、親や親族と同居や近居をして、母子家族が様々な形で「守られ方」をしている存在形態がある。

では、具体的にどのような援助を受けているのだろうか。表3から見ていくと、どの学歴階層においても多いのが、子どもの保育に関する援助である。K市は、調査当時の認可保育園の迎えの時間が5時と早く、母親の就労時間の終了との兼ね合いが難しいためであろう。また、同居の家族をはじめとして、夕食などの食事の提供や子どもの衣服・玩具、そして、金銭的に困窮した際の援助を受けている。しかし、専門学校・短大進学階層に見られる傾向としては、同居に限らない住宅の提供(家賃を全て支払ってくれる、二世帯住居の一世帯部分の提供、大屋が親族、一軒家の土地の提供など)や恒常的な金銭的援助など、娘である母子世帯を丸抱えする援助がみられる。

例えばNo.9(短大進学)ケースなどは、母子家族では部屋を借りることができないために、本人の父親の名義で借家を借りているが、親はそのまま家賃を支払ってくれている。また、このケースは夫の暴力から離婚したケースであるが、本人が夫から受けたケガの治療のために仕事ができないときにも、生活費一切を親が出している。さらに今現在も、親や姉が経済面でも食事・保育などの生活面でも援助してくれているため、「お金のことであくせくせず、ゆっくり仕事、子育てに取り組

める。」と回答している。これに比べて親の援助が望めないNo.4(中学卒業)ケースなどでは、市営住宅の入居に際しての保証人探しに苦労し(母子家族の保証人になってくれる人がほとんどいない)、友達を何とか説得して保証人になってもらい市営住宅に居住している(本人は、市営住宅の入居条件に保証人のサインを求めること自体に無理があると訴えていた)。さらに親との関係で言えば、道内に住んでいる親が病気がちのため、月に1~2度、親の様子を見に帰っており、母親本人が親世帯を援助している。

もちろんNo.34ケースのように、高卒の学歴階層であっても、結婚時に住んでいた一軒家のローンを全て親が支払ってくれたという事例もあるが、高卒以下の学歴階層では、同居している場合も、毎月、実家に幾らかのお金を入れたり、別会計にしている場合が多い。また、同居とはいっても、その住居自体が、公営住宅や社宅など、親世帯と母子世帯の二世帯が暮らしていくには十分とは言えない広さの中での同居であったり、金銭的にも、本人の稼動収入と親の収入(稼動収入の場合もあるが、年金、生活保護費の場合もある)との合算で家計を賄っており、親からの一方的な援助は少ない。

ところで、親に十分な資源があり、娘世帯を丸抱えて「守る」ことができれば、それで十分なのだろうか。母子家族に限らず父母子家族においても、子育てのうえで、夫や親族(特に母方の親)による援助が果たす役割は大きい。母親の妊娠期から乳児期・幼児期以降にわたって、精神的・物質的サポートの主要な提供者となっている。しかしその一方で、母(あるいは姑)と本人との子育て方針の違いからくるストレスや、子どもへの悪影響を改善できないといった、親族サポートのもつ弊害もある<sup>(9)</sup>。さらに、母親本人が、「母親」としてよりも「娘」としての生活が主となり、子どもは子どもで自分を甘やかしてくれる祖(父)母に懐いて、結果、子どもに愛情が湧かないという悪循環の弊害も存在する<sup>(10)</sup>。

今回のケースの中にも、2歳の子どもが夜泣き

表3 離婚後の居住地の選択と親族援助

ケース No.	離婚後の居住地の選択	親・親族の援助
4	そのままK市で、友人の紹介で事務アルバイト→病院看護助手→病院付き添い婦→病院看護助手（常勤）	実家は道内で父親が住んでおり、病気がちなので月に1～2度、様子を見に行く。親からの援助はなし。
10	団地（K市市内で移動なし）	子どもの出産時（切迫流産で仕事をやめて入院）から、母親にはたくさん借金している。現在もお金が足りないときには、母親に借りている。また、母が月に3回、子どもの病院に付き添ってくれている。兄や姉も近くにいるが、未婚には厳しい考え方で姉は口も利いてくれない。二人の弟は何年かに一度会う程度。
35	離婚後はパートを辞めて現在の会社に。K市市内に母と兄夫婦がいる。もともとK市であり、家は一軒家で本人名義。	30mくらいのところに住んでいて、よく行き来をしている
40	一時親の家に、その後市営住宅	市内に親がいて、自分が入院したときは、親に頭下げて援助してもらった。父母とは、たまに行き来する。
13	K市は仕事があるので来た、自分の母と弟も出身地のT町（K市の隣町）からK市へきて、一緒に公営住宅に住んでいる（2世帯の母子家庭 No.12 ケース）。	保育園のお迎え
20	両親がいるK市へ戻ってくる（弟は隣町にいる）。母子は市営住宅に住む。	生活費の援助、過去に仕事の都合で子どもを見てもらう。
39	実家へ→市営住宅へ→母の家に母と同居（現在、母は倒れて入院中）	親の家に同居（その前の市営住宅にいたころは経済的に苦しかった）
44	姉がK市にいるので+前述の調停員+現在のアパートの大家さんなど、支えてくれる友人・知人が多いので、このままK市にいる。	愛知県にいる親とは、10年くらい会っていない。K市市内の独身の姉とは交流あり。
1	K市の母の所へ（居酒屋経営、同居）	母名義の家に同居しているが別家計、月に8万円支払う
2	両親の勧めでK市へ帰る、両親は2・3分のところに在住	両親（美容院経営）の所でいつも夕食を食べる。前夫のおじとの交流あり、月2万円の養育費をもらう
3	？	同居している子どもたちからの援助が大きい。上二人は経済的に、他の子も母本人が父の看病があるので、家事を分担してやってくれる。
6	離婚後、子どもの保育所が決まるまで実家で（K市）→市営住宅へ	1～2/週は、仕事で家を空けるので子どもを見てもらう
7	K市内に本人の両親、本人のきょうだいも市内在住。前夫の親族が車で1時間くらいのところに（前夫自身は行方不明だが、子は前夫の親族と交流あり）	子が小さいときは両親に見てもらうこともあった。離婚してすぐの頃は、上の子が下の子の世話や、保育園の送り迎えをした。
8	ずっとK市	親は現在は札幌で、年1度会う程度
11	叔母の近くの公営団地に住んでいる。両親は農家（田舎）なので近所から色々言われのを考えて、親元を頼らなかつた。	近所に住んでいる叔母には、子どもをみてもらっている。お金は、親から借りると返せなくなるので、借りていない。
12	再婚時に隣町へ行ったが、再離婚後は両親のいるT町へ（40分くらい）、今はK市に。	T町に両親が住んでいて、行き来はしょっちゅうある。
15	父母と同居（親は小学校教員を退職）	家賃として3万円ほど親に入れているが、食事は一緒にことが多い。
16	離婚後は内地にいたが、前夫の兄夫婦が心配して、北海道へくるように。義兄夫婦のところは、働き口がないので、働き口を求めて近くのK市へ。	父は、母に内緒で送金（益・正月に1～2万円）、送物（月に一度お菓子を贈ってくる）。母とは絶交。前夫の兄夫婦が相談や金銭的援助
18	とりあえず両親いるK市へ、現在は別居。	父（障害者）、母（就労）、子どもを祖父が見てくれた
21	以前よりK市在住、親と兄はK市の隣町在住。	一人になりたいとき、子ども病気時は親に見てもらう。
22	以前から住んでいた（兄夫婦もK市在住）。両親は隣町在住。	不定期に両親より生活費援助（両親は年金生活）
25	とにかく別居するためK市へ	自分の父（養父）が孫の入学時に物品を買ってくれた
26	自分たちは公営住宅に住んでいるが、両親はK市内のすぐ近くに住んでいる。	土日は両親の家で過ごす、お金の困ったときも両親の家で食事

表3 離婚後の居住地の選択と親族援助(つづき)

ケース No.	離婚後の居住地の選択	親・親族の援助
28	親がK市在住で農家。自分たちは民間のアパート。	お金はもらっていない、野菜などをもらう
34	結婚時から住んでいた持ち家(ローンは親が払う)	親はM町(K市から車で1時間)に在住。家のローンは親が支払ってくれた。たまに来てくれる。
36	以前よりK市在住、親と兄は隣の町在住。	通常の親戚づきあい
38	実家の家(土建業の父が入っている社宅)にて同居	住居の提供、家計のこと、子どもの世話
41	姉を頼ってK市へ。しかも友人・知人の居ないところを選んだ。親は愛媛県在住。	親とは電話する位。姉とはよく会う、姉も最近離婚した。
45	現在の市営住宅は、前夫と転居、夫が出て行く	群馬の両親は離婚時は死亡、群馬の兄に戻るよういわれたが、帰りがゆるい。道内A市に前夫の母がおり、孫に小遣いをくれる。
5	姉夫婦は隣町なので姉夫婦の近くで職の見つけれられるところでK市を選択、市営住宅に住む、親は道内遠方(車で4時間くらい)在住	相談事は、姉夫婦にしている。いざと言うときには、お金の面で親(父54歳、母51歳で2人とも就労している)に頼るしかない。
9	実家に逃げていた後、K市の近くである姉の家のそばに住み、その後、より便利なK市へ	今の借家は、両親の名義で借り(母子だと貸してくれない)、現在も家賃を払ってくれている。自分がケガの治療をするときも、生活費は親が出してくれた。姉や父母が助けてくれるので、お金のことであくせすせず、ゆっくり仕事、子育てに取り組める。
14	母親と同居	母親も離婚しており大きな援助は望めないが、老齢年金は助かる。生活保護受給前に、母の預金(1200万円)は生活費と医療費に全て使い果たした。
24	自分の親と同居	親との同居のためか、家計上の苦労も子育ての上でも苦労したことがない。
27	実家に3分のところ、父は元公務員	毎日行き来。子どもの保育所の迎えは父の仕事。夕食は毎晩、実家で食べる。他に子どものものを買ってもらう。
31	親と妹(同居している)がK市市内にいたので、K市にいる。自分は市営住宅。	両親とは交流あり、姉には色々相談できる。親は勤務中に手首を切断して障害者になり、母が面倒見ている。現在は年金生活。
33	実家は2階が別世帯が住める二世帯住宅になっており、そこに居住(家賃はなし)。父は今年定年退職。	住居の提供など援助大きい。他にも子どもの服、おもちゃ、本人の服など、親戚からもらっており、これは助かっている。
43	15分位の所に親の家、2・3分のところに叔母	地域には親戚が多く住んでおり、今のアパートの大家も親戚。親の所へは部屋が広いので子どもがよく行きたがる。叔母には、子どもが保育園の頃に、よくお迎えなど頼んだ。
46	5分のところに両親がおり、K市内に親戚多い	親戚とは、よくパーティーで集まる。親には、前に民間の保育園しか入れず、お金がかかったときに、親が援助してくれた。みんなからのもらい物など多く、育ち盛りの子がいるので助かる。
47	同じ敷地内に、実家の親の家がある	同じ敷地内なので何かと……。家のローンは払っているが、土地は親から。

をするので、その度にポカリスウェットを飲ませ、時には一晩で1本を飲み干してしまい、医者からも本児の肥満傾向を理由に止めるように言われているが、子どもが泣いてしまうと、家族の誰かしらが「つつい、飲ませて泣き止ませて」しまっているという回答があった。

また、親族のサポートがうまく機能している場合でも、親世代の高齢化とともに援助をしていくことの限界も生じてくる。先にあげた全道の母子

調査においても、母子家族の母親本人が高齢化するに従って親族への相談が減少し、相談相手がないという割合が増加していた<sup>(11)</sup>。さらに、親の介護が重なってきたときの問題も考慮すれば、親世帯を頼って生活が成立すればそれで大丈夫というのではなく、あくまでも親世帯の援助とは、社会福祉における援助の目的がそうであるように、母子家族にとっての自立への跳躍台としての援助でなければならないであろう。

しかしケースから見えてきたように、その跳躍台が十分でない、しっかりしていない場合の問題も存在する。すなわち、親世帯の資源に期待できない場合についての問題を次に考えて行きたい。

## (2) 仕事か子育てかの選択

K市のように、多くの母子家族が親族のネットワークに囲まれて暮らしている中でも、実質的に母と子の力で、どうにか生活している家族は少なくはない。そうした家族の特徴としては、なかでも子どもが小さい場合には、仕事か子育てかの二者択一的な選択に迫られているということが挙げられる。すなわち、月に10万円程度のパート就労を選択して、生活費を切り詰めても（あるいは周囲からの目を気にしながらも生活保護を受けても）、子どもの保育園のお迎えの時間や、小学校の帰宅後の子どもの生活を重視するか、あるいは、子どもとの接触の時間を削っても、仕事での高収入（ひとつの仕事で高収入の場合もあるが、昼と夜とで二つの仕事をしている場合もある）を得るか、という選択である。これは、ひとり親家族問題を検討していくうえでの必要不可欠な3つの視角である「女性労働」・「性別役割分業」・「家族差別」問題<sup>(12)</sup>が重複する形で覆い被さってきている。

No.40（中卒）ケースやNo.25（高卒）ケースなどは前者の例であり、月収15万円ほどでやりくりし、それでも、母親本人が入院したときには「親に頭を下げて面倒見てもらっていた（No.40）」という。この2ケースをはじめとして、中卒・高校中退ケースを中心に、十分な援助が得られない階層ほど、本人や家族員が疾患をもっており（表1）、さらに生活を困窮させている。

また、No.16（高卒）ケース、No.22（高卒）ケース、No.41（高卒）ケース、No.31（短大卒）ケースなどは、子どもとの時間を犠牲にして昼も夜も働いて、一定の収入を確保している例である。それでもNo.16ケースやNo.22ケースのように、不定期ではあるが親族に援助してもらわなければ成立しないという生活である。反対に、金銭的援助

がないNo.41ケースやNo.31ケースなどは、水商売であるホステス業や、夜間保育の常勤+昼間保育のパートといった仕事であり、子どもとの生活がすれ違ってしまふことを強いられている。

さらに、No.35（中卒）ケースやNo.3（高卒）ケースのように、子どもたちの稼働収入を繰り入れて生活している場合もある。とくにNo.35ケースの場合には、24歳の長女が消費者金融に勤めており、そこから家計に8万円を入れている。長女本人は現在の仕事を辞めたいと言っているが、月に8万円の入金なしでは家族の生活が成り立たないことから、次女が高校を卒業するまでという約束で、長女に我慢をさせている。

離別の母子家族の生活と言っても、これらのケースと前項でとりあげた親の援助のもとでの暮らす母子家族の生活とは、かなりの距離があると思われる。先のNo.9ケースやNo.24ケースが「あくせくせずゆったりと」「家計上の苦労も子育て上の苦労もしたことがない」「親族とはパーティで頻繁に集まる」といった生活が送れているのとは対照的に、ここでのケースは、余暇時間の使い方も子どもとの生活時間のすれ違いから、「子どもとは、あまり一緒に過ごせない」ことや「忙しくて疲れる仕事なので、余暇はできるだけ休み（睡眠）たい。」「自分のための時間はないし、自分のために何とかしたいとは思わない。」という生活が続いている。

## おわりに

### — まとめと今後の課題

離別母子家族の離別へのプロセスと、その「抜け出し」としての親の援助に注目して、母親本人の学歴による階層差を確認してきた。その結果、結婚前の生活の不安定さと、離婚後の親の援助に基づく現在の生活の安定度には、高学歴ほど有利であるという差がみられた。このことは、離婚後の母子家族の生活の支えられ方の差が、本人の学歴差というよりも、娘を高校より上の学校へ進学させることができるほどの経済力をはじめとした、親の力の差によるところが大きいと考えるこ

とができる。もう一度、表1に戻って、本人の現在の職業を見ても、専門学校・短大進学グループが飛びぬけて安定した高収入の職業についているとは言い難い。そもそも、女性の大学進学率が上昇している中で、短大や専門学校に進学しているという学歴は、取り立てて「高」学歴とは言えないのかもしれない。やはり、子どもを抱えた女性の就職の難しさも関わって、親の経済的・社会的資源に規定された母子の生活が存在している。

そうであるとしたら、力のある親をもてない母子を援助していく方向性とは、どうあるべきなのだろうか。丸抱えの親族の援助に弊害と限界があったように、手厚く保護することだけが援助ではないことは明らかであるが、はたして現行の施策が、母子が自立に向けて高くジャンプできるだけの、飛び立ってもすぐに急降下しないような「十分な」跳躍台となりうる援助（支援）が成されているかが問われるべきであろう。ここで、母子家族の母親たちが、「せめて子どもには、この生活を抜け出してもらいたい。」という思いから、わが子にかけている教育の期待と実情を見てみたい。子どもに対する期待をみていくと、女の子に対しては看護婦をはじめとした「手に職を」つけてほしいという願望があり、男の子に対しては大学を出てほしいという願望が高い。一方で、母親自身の離婚に対する振り返りが「離婚してよかった。」と回答していたことを反映するように、誰一人として「子どもには、どんなことがあっても離婚してほしくない。」といった回答はなく、子どもの将来へ向けては職業的自立のみを願っていた。実際、子どもが中学生以上になると、日常生活が逼迫している家庭や生活保護受給の家庭でさえ、「本当は、保護を受けて子どもを塾に通わせてはいけなんでしょうけれど……」といった負い目をもちながら、塾に通わせている。月に15,000円の月謝を支払い、その他に教材費や講習会費を捻出していくことは、家計のうえでも大変であろうと思われる。それでも、いや、現在の生活が大変だからこそ、母親たちは、何としても子どもに教育を授け、この生活が世代的に再生産されないようにと

しているのではないだろうか。

これまでみてきたように、母子家族の生活は、実家の階層差を伴いながら、親や親族の援助によって、どうか支えられていた。しかしそれは、当座の「母親」の生活を支えているのであって、その先の子どもの自立までをも見通しているものではない。では、母子家庭の「子ども」の生活については、いったい誰がどのように支えていくのだろうか。これは、今後の課題としたい。

#### 注・引用文献

- (1) 本稿の課題設定については、以下の論文における問題提起から多くの示唆を得ている。  
青木紀「貧困の世代的再生産」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣、1997年、129-147頁。  
青木紀「アメリカにおける「10代の妊娠」問題—貧困の世代的再生産との関連で」『北海道大学教育学部紀要』第79号、1999年、169-189頁。  
青木紀「調査ノート：貧困の世代的再生産の構造(1)—北海道A市における離婚母子世帯分析」北海道大学教育学部教育計画研究室『教育福祉研究』第6号、2000年、61-72頁。
- (2) 大友信勝「母子世帯調査—被保護母子世帯調査を中心にして」『公的扶助の展開—公的扶助研究運動と生活保護行政の歩み』第3部、旬報社、2000年、315-394頁。
- (3) この調査に関する、北海道全体の動向は、北海道民生委員児童委員連盟『単親（母子・父子）家庭生活実態調査報告書』1996年に示されている。
- (4) 図中、各ケースナンバーの後の（ ）には、それぞれの離婚理由を示している。離婚理由の主なものには記号で示し、△が夫のギャンブル・サラ金などの金銭的トラブル、#が女性問題、×が夫からの暴力、◆が姑をはじめ夫の親との関係上のトラブルである。
- (5) もちろん、親や親族に反対された結婚が、不安定な結婚であるとは言い切れないが、周囲の反対理由として、配偶者の個人的属性に加えて、個人の出生家庭の属性についてのリスクを指摘する 경우가少

- なくない。その意味でも、ここでは母親の「選択」の不安定さを考慮する要因として考えていく。
- (6) 庄司洋子「ひとり親家族の貧困」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣、1997年、85-112頁。
- (7) 山田昌弘「晩婚化社会の社会学的分析」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会、1994年、15-46頁。
- (8) 志田基与師・森山和夫・渡辺秀樹「結婚市場の変容」森山和夫編『日本の階層システム4 ジェンダー・市場・家族』東京大学出版会、2000年、159-176頁。
- (9) 岩田美香『現代社会の育児不安』家政教育社、2000年、39-55頁。
- (10) 岩田美香、前掲書、2000年、130-135頁。
- (11) 岩田美香「母子家庭の分析」北海道民生委員児童委員連盟、前掲書、1996年、51-116頁。
- (12) 庄司洋子、前掲書、1997年。  
(北海道医療大学・講師)